

国民健康保険料

7月から確定に基づく納付が始まります

本年度の国民健康保険料率が確定しました。7月からは確定した料率に基づいて納めていただくことになり、7月半ばに納入通知書をお送りします。この特集では、確定のしくみとそれに伴う納付についてご案内します。



保険料は

どうやって決まるの？

所得や資産などを
基に算出します

市では、年度ごとに保険料を決めています。保険料は所得に応じた「所得割額」、所有する資産に応じた「資産割額」、世帯の国民健康保険加入者数に応じた「均等割額」、定額の「平等割額」の四項目について、それぞれの料率で算出して合計したものです【表】。また、四十歳から六十四歳の人（介護保険第二号被保険者）には、介護保険料も加算しています。

【表】平成13年度保険料算出の内訳

	算出の基になるもの	平成13年度料率・額	
		医療保険分	介護保険分
所得割額	平成13年度市・県民税課税標準額などの額	123 / 1000	15 / 1000
資産割額	平成13年度固定資産税額	33 / 100	6 / 100
均等割額	世帯の加入者数	1名につき 27,600円	1名につき 6,000円
平等割額	1世帯につき定額	22,800円	2,400円

年間最高限度額は医療保険分が52万円、介護保険分が7万円です



どうして
7月に
確定するの？

6月に算出の基準となる
市・県民税課税標準額が
決まるからです

六月に平成十三年度の市・県民税課税標準額が決まります。保険料は、その課税標準額（平成十二年中の所得が対象）や十三年度の固定資産税額に【表】の料率を掛けるなどして算出するため、確定が七月になります。これを「確定賦課」といいます。

4月から納めていた
保険料はどうやって
決めていたの？



昨年度の基準で
仮に計算したものです

四月分から六月分までの保険料は、平成十二年度の市・県民税課税標準額（平成十一年中の所得が対象）や平成十二年度の固定資産税額などで計算した暫定額で、仮の請求です。これを「暫定賦課」といいます。



例えば、暫定賦課で算出した年間保険料が二十四万円(一月二万円)で、確定賦課で十五万円に下がった場合は表【】のようになり、七月以降は毎月一万円ずつ納めることとなります。逆に年間保険料が暫定では十二万円(一月一万円)で、確定後は二十一万円に上

差額分を 7月納期以降分で調整します

確定保険料が暫定額と異なった場合は？



**確定後
毎月納める額は
どうなるの？**

賦課済みの分を差し引き、 9カ月(7月から翌年3月まで)に 割り振ります

確定した一年分の額から四、五、六月に賦課した分を差し引き、残りを七月から三月までの九カ月の納期分に割り振ります。このため、所得や固定資産の状況によっては六月までと七月以降の納付額が変わることがあります。

脳ドックを受診すると 助成されます

国民健康保険加入者がMRIによる脳ドックを受診した場合、検査費用の一部(一万九千三百四十円)を助成する制度がありますのでご利用ください。なお、直近の一年間の保険料(加入一年未満の方は、受診前月までの保険料)を完納されていることが必要です。



6月までに国保をやめていた場合は？

7月に精算金が 発生する場合があります

五月や六月に会社の健康保険に加入するなどして、国民健康保険をやめた場合は、いただき過ぎていた額があればお戻ししたり、不足していれば七月納期分として請求したりします。

【表】確定保険料が暫定額より下がった場合

暫定賦課(年間24万円)			確定賦課(年間15万円)			
2万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円	1万円
4月	5月	6月	7月	8月	9月	3月
24万円÷12カ月=2万円			(15万円-賦課済み6万円)÷9カ月=1万円			

【表】確定保険料が暫定額より上がった場合

暫定賦課(年間12万円)			確定賦課(年間21万円)			
1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円	2万円
4月	5月	6月	7月	8月	9月	3月
12万円÷12カ月=1万円			(21万円-賦課済み3万円)÷9カ月=2万円			

がった場合は表【】のようになり、七月以降は毎月二万円ずつ納めることとなります。

保険料を納められないときは？

分割納付などの相談に応じます

特別な理由により納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じています。なお、災害などの特別な理由もなく、長い間保険料を納めないでいると、やむを得ず次のような措置を取ることがあります。

保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付します。資格証明書では、医療費はいつたん全額自己負担となり、その後、七割相当分の払い戻しを請求していただくこととなります。しかし、納期限から一年六カ月が過ぎても保険料の支払いがない場合は、払い戻し分の全部または一部を差し止めます。

それでもなお納めないでいると、差し止めた払い戻し分から滞納分を差し引きします。

なお、これらの措置が取られても、その間の保険料の納付義務がなくなることはありません。

国民健康保険の 加入・喪失届けは14日以内に

今まで加入していた健康保険をやめるなどして、国民健康保険に加入する場合は、その保険をやめた日から十四日以内に必ず届け出をしてください。また、会社の健康保険に加入し、国民健康保険をやめる場合なども十四日以内の届け出が必要です。